

山形県住宅・建築物地震対策推進協議会会員 殿

山形県住宅・建築物地震対策推進協議会会長
(山形県県土整備部建築住宅課長)

令和 4 年度山形県被災建築物応急危険度判定士養成講習の実施について (通知)

日ごろ、本県の建築住宅行政に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、大地震により被災した建築物の二次災害防止のため、外観調査で危険度を判定する応急危険度判定士の認定を行っております。令和 4 年 3 月末で 1,036 名の判定士を認定しておりますが、大規模な地震に備えるため、判定士の増員を図っていく必要があります。

つきましては、下記により講習を実施しますので、受講資格がある方への周知について、御協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 講習形式 各自WEBで講習用動画を視聴してください。
- 2 受講期間 令和 5 年 1 月 20 日 (金) から令和 5 年 2 月 24 日 (金)
- 3 受講資格者 山形県に居住又は勤務し、次のいずれかの資格を有する方
①建築士、② 2 級建築士、③木造建築士、④建築基準適合判定資格者、
⑤建築技術の実務経験 2 年以上の行政職員
- 4 講習内容 ・動画は「被災建築物応急危険度判定マニュアル」の要点解説です。次の①～③の動画をすべて視聴して下さい。
①判定基準、木造建築物の応急危険度調査判定マニュアル 【約 90 分】
②鉄骨造建築物の応急危険度調査判定マニュアル 【約 60 分】
③鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度調査判定マニュアル 【約 80 分】
④山形県被災建築物応急危険度判定体制について 【テキスト】
・例年の対面講習ではマニュアルの貸出 (講習終了時に回収) を行っていますが、本講習ではマニュアルの貸出は行いませんので御了承下さい。なお、マニュアルは市販されておりますので、必要な方は各自でお求め下さるようお願いいたします。

5 受講料 無料

- 6 申込期限 令和5年2月17日（金）までやまがたe申請又は別紙よりお申込み下さい。
申込者に動画視聴用URLを順次送付します。

<やまがたe申請>

URL

https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7558

QRコード



- 7 その他
- ・講習受講後、認定申請書類を令和5年2月28日（火）までに居住地を所管する総合支庁建設部建築課に郵送して下さい。受講確認のため【受講確認書】の添付が必要です。
 - ・認定講習及び認定申請の詳細については、県ホームページをご覧ください。

<県ホームページ>

ホーム > 防災・安全 > こちら防災やまがた！ > 防災情報 > 地震・津波・火山 > 地震 > 危険度判定 > 危険度判定について > 山形県被災建築物応急危険度判定士養成講習及び認定申請について

<https://www.pref.yamagata.jp/180025/bosai/kochibou/bousaijohou/jishintsunami/earthquake/kikendohantei/kikendohantei/r4kenchikukousyu.html>

- ・既に判定士に認定されている方も受講可能です。

【担当】

県土整備部建築住宅課

建築安全推進担当 渡部

TEL：023-630-2640 FAX：023-630-2639